

証券取引約款 新旧対照表

新	旧
<p>(中略)</p> <p><u>第19条 (取引の制限等)</u> 当社は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、本口座における取引の一部を制限する場合があります。</p> <p><u>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本口座における取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>3 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、お客様からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。</u></p> <p><u>第20条 (解約)</u> (現行どおり) <u>(7) 本口座がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u> <u>(8) (現行どおり)</u></p> <p><u>第21条 (公示催告の調査等の免除) (現行どおり)</u> <u>第22条 (免責事項) (現行どおり)</u> <u>第23条 (届出事項の変更) (現行どおり)</u> <u>第24条 (約款の変更) (現行どおり)</u> <u>第25条 (合意管轄) (現行どおり)</u> <u>第26条 (個人情報等の取扱い) (現行どおり)</u></p> <p>(中略) 令和4年4月1日 改定 令和6年4月1日 改定</p>	<p>(中略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>第19条 (解約)</u> (省略) <u>(新設)</u></p> <p>(7) (省略)</p> <p><u>第20条 (公示催告の調査等の免除) (省略)</u> <u>第21条 (免責事項) (省略)</u> <u>第22条 (届出事項の変更) (省略)</u> <u>第23条 (本約款の変更) (省略)</u> <u>第24条 (合意管轄) (省略)</u> <u>第25条 (個人情報等の取扱い) (省略)</u></p> <p>(中略) 令和4年4月1日 改定</p>

外国証券取引約款 新旧対照表

新	旧
<p>(中略)</p> <p><u>第21条 (取引の制限等)</u> 当社は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、本口座における取引の一部を制限する場合があります。</p> <p><u>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本口座における取引の一部を制限する場合があります。</u></p>	<p>(中略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

<p>3 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、お客様からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。</p> <p>第22条（解約） （現行どおり） <u>（6）本口座がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u> <u>（7）（現行どおり）</u></p> <p>第23条（免責事項）（現行どおり） 第24条（合意管轄）（現行どおり） 第25条（約款の変更）（現行どおり） 第26条（個人データ等の第三者提供に関する同意）（現行どおり）</p> <p>（中略） 令和4年4月1日 改定 令和6年4月1日 改定</p>	<p>第21条（解約） （省略） <u>（新設）</u></p> <p>（6）（省略）</p> <p>第22条（免責事項）（省略） 第23条（合意管轄）（省略） 第24条（約款の変更）（省略） 第25条（個人データ等の第三者提供に関する同意）（省略）</p> <p>（中略） 令和4年4月1日 改定</p>
--	---

投資信託受益権振替決済口座管理約款 新旧対照表

新	旧
<p>（中略） <u>第16条（取引の制限等）</u> 当社は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、本口座における取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本口座における取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>3 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、お客様からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。</p> <p>（解約等） 第17条 （現行どおり） <u>⑦本口座がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u> <u>⑧（現行どおり）</u></p>	<p>（中略） <u>（新設）</u></p> <p>（解約等） 第16条 （省略） <u>（新設）</u></p> <p><u>⑦（省略）</u></p>

(解約時の取扱い)
第 18 条 (省略)

(緊急措置)
第 19 条 (省略)

(免責事項)
第 20 条 (省略)

(約款の変更)
第 21 条 (省略)

(個人情報等の取扱い)
第 22 条 (省略)

(中略)
令和 4 年 4 月 1 日 改定
令和 6 年 4 月 1 日 改定

(解約時の取扱い)
第 17 条 (省略)

(緊急措置)
第 18 条 (省略)

(免責事項)
第 19 条 (省略)

(この約款の変更)
第 20 条 (省略)

(個人情報等の取扱い)
第 21 条 (省略)

(中略)
令和 4 年 4 月 1 日 改定